ｃ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

ｄ　受託者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、ａ及びｃの記載並びにｂに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下ｄにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

⑵⑻　利害関係人との取引制限

受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

⑵⑼　監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

⑶⑽　委託者の状況

委託者が会社の場合、⑵⑹から⑵⑻までに準じて記載すること。委託者が発行者とならない場合には記載を要しない。

⑶⑴　読替え

提出者が、外国信託受益権の発行者である場合には、この様式中「外国信託受益証券」とあるのは「外国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、この様式中⑵⑸ｂについては該当はない旨を記載すること。

⑶⑵　組織再編成（公開買付け）に関する情報

外国信託受益証券（外国信託社債券）に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の３第１項に規定する公開買付けをいう。）につき外国信託受益証券（外国信託社債券）をその買付け等（法第27条の２第１項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の４第１項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部　証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」⑴から⑼までに準じて記載すること。

第二号の二様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　記載事項のうち「第二部　原資産情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。

ｂ　当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下ｂにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部　証券情報」に記載し、信用格付（法第２条第34項に規定する信用格付をいう。⑷ｃにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⑶ｌに準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第三部中「第２　貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第２の２　その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第２　保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

ｃ　この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

⑵　代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

⑶　届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券の金額

ａ　当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

ｂ　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。

⑷　内国抵当証券の基本的仕組み等

ａ　当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者（内国抵当証券の所有者をいう。ｂにおいて同じ。）の主な権利内容（利払日、弁済期限、利息支払の方法、償還の方法等）及び信用補完の形態等について、概略を簡潔に記載すること。

ｂ　契約等において、当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。

ｃ　当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下ｃにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該届出に係る内国抵当証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る内国抵当証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

⑸　発行（売出）価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。

⑹　発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

⑺　手取金の使途

金融商品取引業者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、金融商品取引業者が業務を委託する者（以下「業務受託者」という。）に対する出資又は融資等）を記載すること。

⑻　その他

ａ　申込みの方法、申込証拠金・申込手数料がある場合にはそれに関する事項、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

ｂ　当該届出に係る募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国抵当証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額について記載すること。